

■ 川南町町内雇用者等生活支援助成制度 ■

川南町町内雇用者等生活支援助成制度は、町内事業所に勤める雇用者等で民間賃貸住宅に居住するものに対し、生活費の一部を助成することで、人口減少を抑制し、活力ある地域づくりを目的とする制度です。

1 資格要件と助成内容

(1) 資格要件

	内 容
① 正規の雇用者	・パートタイム労働者その他の非正規雇用でないこと。 *勤務先は法人格を有する事業所に限ります。
② 賃貸借契約	・申請者又はその配偶者が借主（契約者）であること。
③ 住民登録	・町内に住民登録した者。 ・住民となった日から1年以内であること。 ・住民となった日前1年において、川南町の住民でなかった方。
④ 町税等の納税	・世帯を構成する全ての方が、本町の町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。
⑤ 年齢	配偶者を有し、初年度の助成申請日現在において、夫婦の合計年齢が80歳以下であること。ただし、満15歳未満の者を扶養している場合は、この限りでない。
⑥ その他	・生活保護による住宅扶助や他の公的制度による家賃助成を受けていないこと。 ・申請者及び配偶者が本制度の交付対象とされたことがないこと。 ・日本人である、又は外国人であって永住者等の在留資格を有すること。

※賃貸住宅とは、次の住宅を除きます。

- ・町営住宅及び県営住宅
- ・官舎、寮等の給与住宅
- ・2親等以内の親族が所有する住宅
- ・短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅）等

(2) 助成内容

	内 容
① 助成内容	・月額：15,000円
② 助成期間	・申請月から最大36月（3年間） ※ただし、助成期間中に資格喪失要件に該当する事由が発生した場合、その翌月以降は、助成対象から外れます。
③ 助成金の支払例	・令和8年5月10日に申請の場合 令和8年度 11月×15,000円 = 165,000円 9、10年度 12月×15,000円 = 180,000円 ×2

	11年度	1月×15,000円 =	15,000円
	合計	36月×15,000円 =	540,000円
※いずれの年度も、年度末に実績報告、年度初めに申請が必要です。			

2 申請から交付までの流れ

(1) 当初申請

- ・「町内雇用者等生活支援助成金交付申請書」に必要書類（3ページ【4申請時に必要となる書類等】参照）を添えて役場 まちづくり課に提出してください。

<注意事項>

- ・郵送による受付はできません。直接、まちづくり課（役場2F）へ持参してください。
- ・申請にお越しいただく際、印鑑をお持ちください。
- ・提出された書類は、返却できませんので、ご了承願います。

(2) 交付決定通知

- ・提出書類の内容審査を行い、結果を「町内雇用者等生活支援助成金交付（不交付）決定通知書」にてご連絡します。

(3) 生活支援助成金請求

- ・生活支援助成金は、毎月お支払いしています。その手続きをまちづくり課窓口で行っていただきます。

(4) 実績報告

- ・年度末に「町内雇用者等生活支援助成金実績報告書」及び「雇用証明書」をまちづくり課へ提出してください（郵便でご連絡します。）。

<注意事項>

- ・指定した期日までに書類の提出が無い場合、当該年度分の助成金をお支払できません。

(5) 更新手続

- ・助成期間中の3年間、毎年4月20日までに申請の手続をお願いします。申請を行わない場合は、以降の助成金を交付できなくなってしまいます。

(6) 助成金の返還

- ・不正に助成金を受給していることが判明した場合は、助成金を返還していただきます。

3 異動の届出について

助成期間中、次のような異動があった場合は、速やかに「変更届」を提出してください。

- ① 勤務先に変更があったとき（注）。
- ② 貸主等に変更が生じたとき。
- ③ 夫婦またはいずれかが他の住宅へ転居したとき。
- ④ 夫婦またはいずれかが住民登録を他の市町村へ異動させたとき。

- ⑤ 夫婦が離婚したとき、またはいずれかが死亡したとき。
- ⑥ 改姓または改名したとき。
- ⑦ 生活保護による住宅扶助など公的制度による家賃助成を受けたとき。
- ⑧ その他提出書類の記載内容に変更があったとき。

(注) 変更後も資格要件を満たせば、継続して助成金の交付を受けることができます

4 申請時に必要となる書類等

	書 類	備 考
①	町内雇用者等生活支援助成金交付申請書	【様式第1号】
②	賃貸借契約書（原本及びコピー）	※賃貸借契約書の原本は確認後、返却します。
③	誓約書兼同意書【様式第4号】	
④	雇用証明書	

町内雇用者等生活支援助成 Q&A

【資格関係】

	質 問	回 答
1	4月から個人事業主のところに就職する予定ですが、対象になりますか？	対象になりません。 法人の雇用者等である必要があります。
2	4月から就職しますが、3ヶ月間の研修期間後、正職員として雇用されるのですが、助成が受けられるのは7月からになりますか？	4月から対象になります。 雇用証明書に「3ヶ月間の研修期間後、正職員として雇用する」と記載をお願いします。

【住宅関係】

	質 問	回 答
3	賃貸住宅とは、どのような住宅ですか？	民間の賃貸住宅が対象です。詳細は、1ページ目をご覧ください。
4	親が借主（契約者）ですが、夫婦で家賃を払っています。この場合でも対象となりますか？	対象となりません。 申請者が借主（契約者）である必要があります。
5	親が所有しているアパートを借りた場合は、対象になりますか？	2親等以内の親族が所有する住宅は、対象になりません。

【申請関係】

	質 問	回 答
6	助成金の申請は、1回だけですか？	年度ごとに申請が必要になります。
7	助成金の申請や請求は郵送でも良いのですか？	郵送での受付は行っておりません。役場まちづくり課までお越しください。

お問合せ先：役場 まちづくり課 人口対策係 0983-27-8002